



地域振興券特定事業者

このステッカーのある  
お店で使用できます。



問い合わせ

秋田市地域振興券交付室 ☎(866) 2363

地域振興券は、  
3月18日(木)前後に  
配達記録郵便で  
お届けします。

- ・地域振興券は、3月18日(木)前後に、対象となるかたに配達記録郵便で郵送します。対象者1人につき、額面千円の券を20枚綴りでお送りします。
- ・券は偽造防止のため「あきた」のすかしが入り、極細文字を使ったものになっています。
- ・使用期間  
地域振興券を使用できる期間は、3月18日から9月17日までの6か月間です。この期間を過ぎると使用できません。券の使い残しがないよう、期間内にお使いください。
- ・使用できるお店  
小売店や飲食店、クリーニング店、理容・美容院、旅館・ホテル、病院、各種サービス業、バス・タクシー、旅行店など、幅広く使えます。ただし秋田市内のお店でしか使えません。
- ・使用できるお店には、店頭または店内に「秋田市地域振興券取扱店」のステッカーを掲示してあります。地域振興券を取り扱わないお店もありますので、お店でご確認ください。
- ・使用にあたっての注意  
釣り銭は支払われませんので、現金と組み合わせてお使いください。
- ・水道料金など公共団体への支払いには使用できません。
- ・宝くじ、有価証券、商品券、プリペイドカード、切手、官製はがきなど換金性の高い商品の購入には使用できません。また債務の支払い、出資などにも使用できません。
- ・現金との交換、売買はできません。
- ・地域振興券は、お金と同じです。汚したり、破損のないようにご使用ください。



## 八橋地区 4月1日(木)オープン! コミュニティセンター



多目的ホール



和室



会議室

4月1日(木)、八橋地区に市内16館目のコミュニティセンターが開館します。館内には和室が3部屋、会議室が2部屋、運動ができる多目的ホール、調理室などがあります。地域のみなさんの文化、スポーツ活動に、どうぞご利用ください。建設費は2億5,600万円。

3月23日(火)から利用申し込みを受け付け  
利用申し込みは、利用する日の1か月前から、センターで受け付けます。

4月分の利用については、開館前の3月23日(火)から31日(水)までは自治振興課☎(866)2036で受け付けます。センターへの利用申し込みは4月からお願いします。

お願い

営利を目的とする場合や宗教活動、センターの運営上支障がある場合などは利用できません。また利用状況に応じ、運営委員会が利用日時などを調整する場合がありますので、ご協力ください。



八橋地区  
コミュニティセンター

住所 秋田市八橋本町五丁目2-27

電話 ☎(866) 8341

利用時間 午前9時～午後9時

- 1階 和室A(18畳) 和室B(30畳)  
多目的ホール  
(バドミントン1面、ソフトバレー2面、6人制バレー1面)  
調理室 いこいスペース
- 2階 会議室A(57㎡) 会議室B(46㎡)  
和室C(15畳)  
談話コーナー